

労働者派遣法に基づく情報公開

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』の第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報を公開いたします。

情報提供対象 2024年度実績(2025年3月31日時点)

事業所の名称	大阪営業所
事業所の所在地	大阪府大阪市西区新町1-28-3 四ツ橋グランスクエア 4F

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
208	103	37,001円	19,100円	48.4%

◆マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\frac{\text{労働者派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣料金の平均額}}$$

【マージン率に含まれるもの】

社会保険料、年次有給休暇費用、研修費、福利厚生費、採用広告費、その他事業運営費等

2. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給	費用負担
雇入研修(ビジネスマナー)	新規採用者	OFF-JT	有給	無償
施工管理基礎研修	新規採用者(若手・未経験)	OFF-JT	有給	無償
CAD基礎研修	新規採用者(若手・未経験)	OFF-JT	有給	無償
Word/Excel/PowerPoint研修	派遣労働者全員	OFF-JT	有給	無償
施工管理中級研修	派遣労働者全員	OFF-JT	有給	無償
施工管理上級研修	派遣労働者全員	OFF-JT	有給	無償

3. キャリアコンサルティング窓口

本社 人財戦略部 キャリアアドバイザー課 TEL:03-3537-8711

4. 雇用安定措置を講じた人数

雇用安定措置	人数
派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	2
新たな派遣先の提供を講じた人数	13
当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	0
その他の措置を講じた人数	4

5. 待遇決定方式:労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期:2026年3月31日

6. その他福利厚生など

産業機械健康保険組合の福利厚生施設、提携するリゾート施設運営会社・法人会員制クラブの利用、テーマパークの会員価格での利用、BENEFIT STATION、火災共済・自動車共済など団体扱い保険、カウンセリング・健康相談、法律相談、当社グループECサイト